



## 第7章 減災効果

第7章では、第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを示すこととします。

### 1 施策推進による減災効果

- (1) 住宅の耐震化による死者・重傷者・負傷者（要救助者）の減少
- (2) 家具等の転倒・落下防止に伴う死者・重傷者・負傷者（要救助者）の減少
- (3) 避難迅速化による津波死者数の減少
- (4) 津波避難場所の整備（確保）による津波死者数の減少
- (5) 建物から脱出できない（自力脱出困難な）人を減らすことによる津波死者数の減少
- (6) 救出・救助、緊急医療活動の強化による死者数の軽減
- (7) 避難者数の抑制及び円滑な避難行動や避難所等での生活環境の確保による震災関連死等の防止
- (8) 観光客の被害防止、観光産業への影響の軽減
- (9) 住宅の耐震化による直接経済被害額の減少

※(1)～(9)は、現在、記載を予定している減災効果の項目。

〔 減災効果については、現在進めている三重県地震被害想定調査の結果をふまえて、同調査結果の公表時に記載する予定です。 〕



## 参考資料

### 1 三重県新地震・津波対策行動計画の検討の流れ

〔 本計画の検討の流れについては、本計画の最終案の公表時に記載する予定です。 〕

### 2 用語の説明

本文に掲載されている用語の説明です。

#### (1) 用語一覧

【あ行】	一日前プロジェクト、衛星携帯電話、液状化
【か行】	活断層、学校防災リーダー、可搬型衛星無線装置、帰宅困難者、救急告示医療機関、急傾斜地崩壊防止施設、救護所、業務継続計画（BCP）、緊急速報メール、緊急消防救助等広域応援活動拠点、緊急輸送道路、検案、検視、広域防災拠点、高規格幹線道路、港湾機能継続計画、コミュニケーションカード
【さ行】	災害医療コーディネーター、災害医療支援病院、災害救助法、災害拠点病院、災害公営住宅、災害時帰宅支援ステーション、災害時要援護者、災害時要援護者個別支援計画、自主防災組織、消防団、地震・津波観測監視システム（DONET）、地震防災対策強化地域、地震防災対策推進地域、震災時緊急雇用対応事業、図上訓練、水管橋、水防団、石油コンビナート等防災アセスメント調査、石油コンビナート等防災計画、せんたくネット

【た行】	誰が何に困ったのかリスト、地域防災計画、地籍調査、中央防災会議、長周期地震動、津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー）、津波避難に関する三重県モデル、津波避難ビル等にかかるガイドライン、道路啓開、道路啓開基地、道路啓開マップ、ドクターヘリ
【な行】	南海トラフ、二次救急医療機関
【は行】	ハザードマップ、被害想定調査委員会、非構造部材、被災建築物応急危険度判定コーディネーター、非常通信ルート、避難勧告、避難指示、避難マウンド、福祉避難所、防災・減災対策検討会議、防災すごろく、防災に関する県民意識調査、防災ノート、防災行政無線
【ま行】	みえ企業等防災ネットワーク、三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会、三重県防災対策会議、三重県保健医療計画、三重のさきもり、みえ防災コーディネーター、みえの防災大賞、三重県防災対策推進条例、三重県避難所運営マニュアル策定指針、ミッシングリンク
【や行】	－
【ら行】	陸閘
【わ行】	－

D	DMAT
E	EMIS
J	JMAT
M	Myまっぷラン
S	SCU

(2)用語の説明

用語	説明	掲載箇所
一日前プロジェクト	内閣府がまとめている災害のエピソード集。「災害の一日前に戻れるとしたら、あなたは何をしますか」と、被災者の方々に問いかけ、その話の中から、身につまされる小さな物語を生み出すことをねらいとしている。	第5章 第6章
衛星携帯電話	人工衛星を利用した携帯電話。山間部や島嶼（とうしょ）部及び海上等でも利用できる。	第1章
液状化	地中から水を含んだ砂や泥（土質）が液体のように噴き出す現象。地盤が支持力を失って建物が倒れたり、地下に埋設されている浄化槽など内部が空洞の構造物やマンホールが浮き上がる等の被害となる。	第1章 第5章 第6章
活断層	過去に繰り返し活動したことから将来も活動して地震を発生させると考えられる断層。	第1章 第2章

用語	説明	掲載箇所
		第5章
学校防災リーダー	防災についての知見を有し、児童生徒への防災教育や学校と地域との連携等について、主導的な役割を果たす教職員。	第1章 第5章 第6章
可搬型衛星無線装置	持ち運びが可能な県防災通信ネットワークの衛星通信装置。	第5章
帰宅困難者	大規模災害が発生し交通機関等が麻痺した場合、自宅等に帰宅することが困難な通勤・通学者や旅行者。	第1章 第4章 第5章 第6章
救急告示医療機関	救急医療に対応可能な医師、資機材及び病床が確保された医療機関。	第5章
急傾斜地崩壊防止施設	がけ崩れの発生、被害を防止する施設。	第5章
救護所	避難所等に設置され、搬送前の応急処置や軽傷者の治療等を行うために確保された場所。	第5章 第6章
業務継続計画（BCP）	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。BCP（Business Continuity Plan）ともいう。	第1章 第5章 第6章
緊急速報メール	気象庁が発表する緊急地震速報や津波警報、国・地方自治体が発表する災害・避難情報を、特定エリアの携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービス。	第1章 第5章
緊急消防援助隊広域活動拠点	大規模災害時に、県外から応援に来る緊急消防援助隊の本部機能、ベースキャンプ機能、物資等の確保機能等を有する活動拠点。	第1章
緊急輸送道路	大規模災害時に、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な、人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	第1章 第4章 第5章 第6章
検案	医師が死体に対し、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること。検案の結果、異状死の疑いがある場合は警察に連絡し、検視を行うこととなる。	第5章
検視	変死者または変死の疑いのある死体について、その死亡が犯罪によるものかどうかを調べること。	第5章
広域防災拠点	市町単独では対応が困難になる大規模災害時に、広域的な応急対策活動を実施するための拠点となる施設。空輸機能、物資集配機能、一時保管機能、応援要員等受入機能、情報通信機能、連絡・調整機能などを有している。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
高規格幹線道路	国土を縦貫あるいは横断して、主要都市間を連絡する循環型ネットワークを形成し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第5章 第6章
港湾機能継続計画	大規模災害時に、港湾における緊急物資の受入機能や物流機能を速やかに回復するため、事前に必要な方策を取り決めておく計画。	第5章
コミュニケーションカード	意思疎通が十分とれない外国人に対して、伝えたい内容を翻訳等して、コミュニケーションを円滑に図るために用いるカード。	第5章
災害医療コーディネーター	大規模災害時に、医療・救護活動が円滑に行われるよう、内部・外部の調整を行う人のことで、主な役割として医療救護班の配置調整等がある。	第5章 第6章
災害医療支援病院	三重県において、災害拠点病院が被災した場合に、各地域で医療救護活動や医療救護班の派遣、応急用資機材の提供など、災害拠点病院が実施する機能を補完する病院として指定された病院。	第5章 第6章
災害救助法	災害直後の応急対策などについて定めた法律。被災した市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合に適用され、食料品や住居等の一時的な支援を行うこと等について定められている。	第5章
災害拠点病院	地震・津波・台風等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、各都道府県の二次保健医療圏ごとに原則1か所以上整備される。	第1章 第5章 第6章
災害公営住宅	災害によって自宅を失った被災者に対して、比較的低廉な家賃で提供される公営賃貸住宅。	第5章 第6章
災害時帰宅支援ステーション	災害時の徒歩帰宅者を支援するため、水道水、トイレ、道路情報等の情報の提供をしていただける店舗。	第5章 第6章
災害時要援護者	障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人住民等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者。	第1章 第4章 第5章 第6章
災害時要援護者個別支援計画	要援護者の避難先や避難方法などについて、要援護者本人や家族等とも調整の上、支援に関する必要事項等を整理した要援護者一人ひとりについて作成される計画。	第1章 第5章 第6章
自主防災組織	地域住民が自主的に結成し、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織。	第3章 第5章 第6章
消防団	平常時は各自の職業に従事しながら、火災や震災時に常備消防機関と連携し、消火・救助等の活動を行う、非常勤特別職の地方公務員で構成される非常備の消防機関。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
地震・津波観測監視システム（DONENT）	東南海地震を対象としたリアルタイム観測システムの構築と、地震発生メカニズムの解明等を目的に開発された海底ケーブルネットワーク型の観測システム。従来の観測システムではなし得なかった深海底における多点同時、リアルタイム観測を行う。DONENTとは、Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis の略称。	第5章 第6章
地震防災対策強化地域	東海地震の発生に備え、地震防災対策を強化すべき地域。警戒宣言が発令された場合の活動計画等を策定する必要がある。県内では、桑名市、木曾岬町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市の10市町が指定されている。	第1章
地震防災対策推進地域	東南海・南海地震の発生に備えた地震防災対策を推進すべき地域。三重県内全市町が指定されている。	第1章
震災時緊急雇用対応事業	震災により被災した失業者等に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業。	第5章 第6章
図上訓練	実際に行えないような大規模訓練を机上で地図等を用いて、手順の確認、災害時の状況予測や判断、関係機関との連携確認、意思決定能力の向上等を図る訓練。	第1章 第5章 第6章
水管橋	深い谷間や河川を超えて水を運ぶための橋。橋に水の通る管を設置しているもの。	第5章
水防団	平常時は各自の職業に従事しながら、水防管理者（市区町村等）の指示により参集し、洪水や高潮等の被害を最小限に食い止めるための水防活動に従事する組織。	第1章
石油コンビナート等防災アセスメント調査	地震動、液状化、津波などに対する石油コンビナートの防災力の調査。	第1章 第5章
石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害の防止に関し、特定事業所、国、県、関係市町及びその他の防災関係機関等が実施すべき防災業務を定めた計画。	第1章 第5章
せんたくネット	仙台の女性たちが被災女性の本音を沢山くみ取って一緒に解決していくネットワーク。	第5章
誰が何に困ったのかリスト	本計画の策定にあたり、事実に基づく検討を行うため、過去に発生した震災で実際に起こった事実を収集したリスト。「誰が」「いつ」「どんなことが発生したために」「何に困ったのか」等の区分で整理している。	第5章 第6章
地域防災計画	住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するため、都道府県や市町村などの地方自治体が策定する防災計画。	第1章 第4章 第6章
地籍調査	主に市町が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、	第5章



用語	説明	掲載箇所
	境界の位置と面積を測量する調査。	
中央防災会議	災害対策基本法に基づいて設置された防災に関する重要政策を決定する国の会議。	第1章 第6章
長周期地震動	周期が数秒以上のゆっくりとした長い揺れ。震源から遠くまで伝わり、特に平野部で高層ビルなどの大型構造物が大きく揺れる可能性が指摘されている。	第1章
津波避難施設 (津波避難ビル、津波避難タワー)	(津波避難ビル) 津波による被害が想定される地域の中で、十分な高さ、強度を有するビルやマンション等を、地域住民等が一時もしくは緊急避難する施設として指定したもの。	第5章 第6章
	(津波避難タワー) 近くに安全な高台や適切なビルがない地域において、津波避難ビルと同様の用途に用いるもので、上部に避難ステージを持つタワー状の構造物。	第6章
津波避難に関する三重県モデル	津波からの避難に関して、災害時要援護者の避難支援等の課題も含め地域ぐるみで検討し、対策を実施していくための取組。	第1章 第5章 第6章
津波避難ビル等にかかるガイドライン	津波からの避難が困難な地域において、津波避難ビル等の普及を促進するため、ビル等が満たすべき構造的要件、位置的要件、指定や運用にあたっての留意点等を取りまとめたガイドライン。	第5章
道路啓開	緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。	第1章 第5章 第6章
道路啓開基地	道路啓開に必要な資材（鋼材、コンクリート管、砕石、土嚢など）を備蓄する基地。	第1章 第5章 第6章
道路啓開マップ	復旧・支援ルートを効率的かつ迅速に啓開するための道路啓開ネットワーク上に津波浸水予測区域、孤立集落、地域で啓開作業を担う建設企業の所在地やその担当区間を示したマップ。	第1章 第6章
ドクターヘリ	医療機器を装備し、救急医療の専門医・看護師が搭乗した専用ヘリコプター。	第6章
南海トラフ	静岡県駿河湾から九州東方沖までの海底で、約700kmにわたって続く水深4,000m級の深い溝(トラフ)の名称。マグニチュード8クラスの巨大地震が概ね100年から150年ごとに発生している。	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
二次救急医療	主に入院治療を必要とする重症患者への対応機関。	第1章



用語	説明	掲載箇所
機関		第5章 第6章
ハザードマップ	災害（地震・津波・水害・土砂災害等）の危険度を予測して地図上に表したものの。	第1章 第5章 第6章
被害想定調査委員会	三重県防災会議の専門部会。地震被害想定調査についての調査手法の検討や想定結果の検証等を行うため、有識者等により構成された会議。	第6章
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	第1章 第5章
被災建築物応急危険度判定コーディネーター	応急危険度判定業務に精通し、判定活動を円滑に実施するため、判定士の受入準備、判定エリアの決定、判定業務の指示、判定資機材の配布、判定結果の取りまとめ等、判定活動の中心的役割を担う人材。	第5章
非常通信ルート	市町から県及び県から国への情報伝達に通常の通信ルートが使用できない場合を想定し、非常通信協議会に加入している団体の自営通信システムを利用する通信ルート。	第5章
避難勧告	災害等により、人的被害の発生する可能性がある場合に、市町村長が必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し発令する避難情報。	第1章
避難指示	災害等により、人的被害の発生する危険性が非常に高く、急いで避難すべきと判断される場合に、市町村長により発令される避難情報。避難勧告よりもさらに強く、住民等に避難を求める場合に用いられる。	第1章 第6章
避難マウンド	土盛り等の人工構造物により人工的な高台等を設置し、津波からの避難場所として活用するもの。	第5章
福祉避難所	大規模災害時に、避難所生活が困難な障がい者や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設で、障がい者療護施設や老人ホームが多い。	第1章 第5章 第6章
防災・減災対策検討会議	三重県防災会議の専門部会。三重県の新たな防災・減災対策を検討するため、有識者等により構成された会議。	
防災すごろく	危険を避けるにどのような選択がよいのか、遊びながら学ぶことができる、すごろくと防災に関するクイズ等を組み合わせたゲーム。	第5章
防災に関する県民意識調査	防災に対する県民の備えや意識などを把握することを目的に、平成14年度から毎年、県が実施している調査。	第1章 第6章
防災ノート	児童生徒が自然災害から自らの身を守るために、発達段階に応じて防災意識を高め、防災対策に取り組むことを目的に、平成24年2月に作成した三重県独自の防災教育の教材。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
防災行政無線	国、都道府県及び市町村、防災関係機関・事業者など、災害時に連絡が必要な各機関を結ぶ通信ネットワーク。	第1章 第5章 第6章
みえ企業等防災ネットワーク	民間企業・団体、行政、大学等で構成し、企業等の自然災害に対する被害の軽減や復旧の迅速化をめざすことを目的に設置されたネットワーク。	第5章 第6章
三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会	三重県防災会議の専門部会。三重県の広域防災拠点のあり方等について検討するため、有識者等により構成された会議。平成25年3月に「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」をとりまとめた。	第1章
三重県防災対策会議	防災対策にかかる情報の共有化、防災対策の事業計画の策定及び検証等を行うため、知事を議長として、関係部局長等により構成された会議。	第4章
三重県保健医療計画	三重県の保健医療行政推進のための基本方針で、県内の医療提供体制の実態を把握し、適切かつ効率的な医療サービスの提供体制を整えるための計画。	第1章
三重のさきもり	三重大学と三重県が連携して、平成22年度に開塾した「三重さきもり塾」を通じて育成した、防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材。	第1章 第6章
みえ防災コーディネーター	県が育成している防災人材。平常時は地域や企業等で防災啓発活動を行い、災害時には公的な組織と連携して、復旧・復興活動を支援できる人材。	第1章 第6章
みえの防災大賞	県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を対象とした表彰制度。	第5章
三重県防災対策推進条例	三重県の防災対策の基本理念を定め、県の責務や市町の役割等を明らかにするとともに、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。	第4章
三重県避難所運営マニュアル策定指針	災害時に、円滑に避難所を運営するための手順を示した指針。平成15年度に策定していたが、東日本大震災において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や避難所における障がい者、外国人住民への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するための改定を平成24年度に行った。	第1章 第5章 第6章
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第5章 第6章
陸閘	通常時は、部分的に堤防天端高を下げて道路や通路を通し、洪水や高潮時にゲート等で塞いで堤防の役割を果たす施設。	第1章 第5章

用語	説明	掲載箇所
DMAT	Disaster Medical Assistance Team（災害医療派遣チーム）の略で、大震災及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	第5章 第6章
EMIS	Emergency Medical Information System（広域災害・救急医療情報システム）の略で、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療従事者の状況、ライフラインの確保、災害医療にかかる総合的な情報を共有するためのシステム。	第5章 第6章
JMAT	Japan Medical Association Team（日本医師会災害医療チーム）の略で、主に被災地医師会等と協力し、避難所や救護所における活動支援や、被災地内の病院・診療所等における日常診療への支援活動、在宅患者の医療、健康管理等を担う。	第6章
Myまっぷらん	川口淳三重大学大学院工学研究科准教授が提唱する住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法で、自ら津波避難を考えるツール（道具）になり、家族などで津波避難に関する話し合いをするきっかけになるとともに、津波避難に関する地域の課題を明らかにし、住民の間での共有に活用できる意義がある。	第1章 第5章 第6章
SCU	Staging Care Unit（広域搬送拠点臨時医療施設）の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設のこと。	第5章 第6章

(参考資料偶数ページ：削除しない)

(巻末：削除しない)